（２０２２年４月改正）

生活福祉資金（教育支援資金）貸付のご案内

貸付対象世帯

次のいずれにも該当する世帯

・低所得世帯（世帯全員の市民税が非課税または均等割課税）

※他法・他制度優先であるため、県育英財団や日本学生支援機構などの奨学金制度（給付型、無利子型）、日本政策金融公庫（国の教育ローン）や母子父子寡婦福祉資金などの公的貸付制度を利用できる場合は優先してご利用ください。

・学校教育法に定める学校で、高校以上の学校に２年以上修学予定の方がいる世帯

※ただし大学院、海外の学校は対象外となっております。

※フリースクールやサポート校の費用は、学校教育法に該当しないためご利用できません。

※小学校、中学校への進学予定者は、市教育委員会へ「就学援助制度」をご相談ください。

ただし、次の世帯はご利用できません。

・暴力団員がいる世帯

・債務整理（自己破産、個人再生、任意整理、特定調停）中の方

※弁護士や司法書士へ相談中、債務整理により減額後の返済金を支払い中の方も含みます。

・過去に社会福祉協議会で借入れした費用について滞納中または債務整理を行った方

・健康保険に未加入状態の方

・社会福祉協議会や民生委員、福祉事務所など関係機関の相談支援を拒否する世帯

申込受付期間

・２月～４月

※推薦、ＡＯ入試により合格した場合は随時

貸付条件

・貸付限度額　　対象費用により異なります。
　　※詳細は「貸付限度額及び返済期間」の欄に記載。
・据 置 期 間　　学校卒業後、６か月
　　※退学した場合は退学後、６か月
・返 済 期 間　　対象費用や貸付額により異なります。
　　※詳細は「貸付限度額及び返済期間」の欄に記載。
・借入申込者　　学校に進学する方
・連帯借受人　　借入申込者が未成年者の場合、親権者１人を設定
・連帯保証人　　原則として不要
　　※ただし、借入希望額や世帯状況によっては必要とします。
・貸 付 利 子　　無利子
・延 滞 利 子　　年利３％
　　※最終返済期限翌日から、残元金に対し日割り計算で発生します。
・返 済 方 法　　分割払い（口座振替）
　　※口座振替は毎月 26 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）です。
　　※口座振替ができなかった場合は、後日、県社会福祉協議会から
　　払込票が送られてきますので、金融機関にてお支払いください。

貸付限度額及び返済期間

対象費用	貸付限度額	返済期間
①教育支援費	高　　校　月 3.5 万円×在学月数 高等専門学校　月 6.0 万円×在学月数 専 門 学 校　月 6.0 万円×在学月数 短 期 大 学　月 6.0 万円×在学月数 大　　学　月 6.5 万円×在学月数 ※ご入金は、入学前（１年前期分）は借用書受理後、入学後（１年後期以降）は４月と 10 月に在学証明書を提出していただき、６か月分ごとに行います。	20 年以内 ※貸付額により２～20 年 ※②就学支度費と同時に借入れする場合は貸付合計額により２～20 年
②就学支度費	50 万円 ※ご入金は、借用書受理後に行います。	５年以内 ※貸付額により２～５年

※貸付額は、学校資料などで確認できる必要金額の範囲内とさせていただきます。

借入申請までの流れ

１．市社会福祉協議会窓口にて相談を行います。
　※初回相談は１時間ほど要する場合があります。
　※学校に進学する方が未成年者の場合、相談は親権者のみでも可能ですが、親権者が子に無断で借入れすることを防ぐため、借入申込人（子）と面談を行います。
２．貸付対象となる場合、申込みに際して必要な書類の説明を受けます。
３．金融機関窓口で口座振替依頼書の手続きを行います。
　※口座振替依頼書の手続きには、借入申込者名義の通帳と銀行印が必要です。
　※取扱金融機関：鹿児島銀行、鹿児島信用金庫、ＪＡバンク（農協）、ゆうちょ銀行
４．必要書類をご準備し、市社会福祉協議会窓口に提出します。
　※必要書類には借入申込者名義の通帳の写しが含まれるので、必要に応じて新規に口座開設を行ってください。
５．お住まいの地域の担当民生委員と面談を行い、借入申込書に民生委員の署名捺印をもらいます。
６．市社会福祉協議会に借入申込書を提出します。
７．県社会福祉協議会が審査を行い、貸付決定（却下）通知が郵送で届きます。貸付決定の場合、借用書が同封されています。
８．借用書に借受人（借入申込者）、連帯借受人がそれぞれ直筆で署名し、実印を押します。
９．借用書を県社会福祉協議会へ郵送にて提出します。

※市社会福祉協議会が必要書類をすべて受理後、送金まで２～３週間を目安としています。
※特に合格発表から入学金などの納入期限が２週間以内の学校については、事前に延納が可能か進学予定先の学校にご確認ください。延納が認められない学校については、借入申請をお断りさせていただきます。

申請にあたっての注意点

・本制度は「給付（貰える）」ではなく、「貸付（借りる）」です。
・学校に進学する方（主に子ども）が借入申込者となり、返済も借入申込者が学校卒業後に行います。
・同居している世帯全員の収入や支出、資産や負債状況を把握できない場合、対象世帯であるか判断ができないため、借入申込みは困難となります。
・世帯状況の聞き取りを行い、貸付対象となる世帯には、申込書類を市社会福祉協議会窓口にて配布します。
　※申込書類を配布されても、貸付を受けられる（借りられる）という意味ではありません。

対象費用

※既に支払った費用は貸付対象となりません。

①教育支援費

・入学後に必要となる経費

（授業料、教材費、通学定期代など）

②就学支度費

・入学に際し必要な経費

（入学金、学校指定の制服・体育服代、前期授業料、教材費、通学定期代など）

必要書類

・初回相談時には、「合格通知書（在学証明書）」と、学校経費が分かる資料（募集要項、合格者案内など）をお持ちいただければ、相談を円滑に進めることができます。

・借入申込みに際し、ご準備いただく書類は次のとおりです。

【申込者に関する書類】

□生活福祉資金借入申込書
□個人情報の取扱いについて（同意書）
□生活福祉資金借入誓約書 兼 親権者等法定代理人同意書
□口座振替依頼書
※事前に金融機関窓口にてお手続きが必要です。

（以上）※窓口にて配布

※お手続きの際には、申込者名義の通帳、銀行印も併せて必要です。

※取扱金融機関：鹿児島銀行、ゆうちょ銀行、鹿児島信用金庫、ＪＡバンク

□住民票（世帯全員分、本籍記載あり、３か月以内に発行されたもの）

※世帯分離などで住民票が別々の場合は、同居者全員分が必要となります。

□最新年度の「市民税・県民税　所得額・課税額証明書」　※１

□最新年度の「市民税・県民税　納税証明書」　※１

※１　申込者が未成年者かつ就労していない場合は提出不要です。

□実印　※２

□印鑑登録証明書　※２

□顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）　※２

□健康保険証　※２

※２　申込者が未成年者の場合は不要です。

□合格通知書（在学中申込みの場合は「在学証明書」）

□学費などを確認できる資料（募集要項、合格者案内、見積書）

□他の奨学金制度の申込み状況を確認できる書類（申込控え、決定通知など）

□申込者名義の通帳

※口座振替依頼書に記入した金融機関、口座番号の通帳をご準備ください。

※貸付金の口座振込および返済金の口座振替に使用する口座となります。

【連帯借受人（親権者）に関する書類】

□生活福祉資金借入申込書
□個人情報の取扱いについて（同意書）
□生活福祉資金借入誓約書 兼 親権者等法定代理人同意書
※申込者と共通の用紙

□住民票（本籍地記載）
　※申込者と別世帯の場合のみ必要
□最新年度の「市民税・県民税　所得額・課税額証明書」
　※収入がない場合でも必要
□最新年度の「市民税・県民税　納税証明書」（課税額がある方のみ）
□実印
□印鑑登録証明書（両親とも必要）
　※ひとり親世帯の場合は母（父）のみ
□顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）
□健康保険証（生活保護世帯の場合は不要）

【連帯保証人に関する書類】

□生活福祉資金借入申込書
□個人情報の取扱いについて（同意書）
□生活福祉資金借入誓約書 兼 親権者等法定代理人同意書
※申込者と共通の用紙

□連帯保証人の責務
□住民票（連帯保証人のみ、本籍記載あり、３か月以内に発行されたもの）
□最新年度の「市民税・県民税　所得額・課税額証明書」
□最新年度の「市民税・県民税　納税証明書」
　※滞納額がある場合は連帯保証人になれません。
□印鑑登録証明書

【世帯状況により必要となる書類】

□各種ローン、キャッシングなどの残高証明書または返済計画表、
　及び３か月以内の返済状況がわかる書類のコピー
　※返済中（あるいは滞納中）の負債がある方がいる場合
□分納計画書　※市民税、国保税、介護保険料などの滞納がある場合
□年金額が分かる書類
□直近の給与明細　※申込者、連帯借受人の他に就労者がいる場合
□障害者手帳　※借入申込書あるいは連帯借受人が障害者手帳所持者の場合
□生活保護受給証明書（※生活保護世帯の場合）
□その他、県社会福祉協議会が必要と判断した書類
　（　　）

他の奨学金・教育ローン制度のご紹介

生活福祉資金貸付制度は、他法・他制度を優先してご利用いただくことを前提としています。他の奨学金や教育ローンの制度を利用できないか、まずはご検討ください。

各制度の募集時期や手続きの詳細については、各団体または学校にお問い合わせください。

【奨学金】（進学予定者が借入申込者）

奨学金名	進学予定先	実施団体
鹿児島県育英財団奨学金（高等学校奨学金）	高校	鹿児島県育英財団 ※在籍する中学校にて申込み
鹿児島県育英財団奨学金（大学等入学時奨学金）	大学、短期大学、専修学校	鹿児島県育英財団 ※在籍（既卒）高校にて申込み
日本学生支援機構奨学金（給付型）	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校	日本学生支援機構 ※在籍する高校にて申込み
日本学生支援機構奨学金（貸与型）	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校	日本学生支援機構 ※在籍する学校にて申込み
鹿児島市奨学資金奨学金 ※在学募集のみ	高校	市教育委員会 ※在籍する高校にて申込み
あしなが育英会奨学金	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高校	あしなが育英会 ※親が病気や災害（交通事故を除く）または自死などで死亡、あるいは親が障害者手帳１級～５級に認定または障害年金を受給している家庭の子どもが対象
あしなが育英会私立学校入学一時金	私立大学、私立高校	
入学時必要資金融資	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校	九州労働金庫（ろうきん） ※日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」または「給付奨学金（一時金）」予約採用決定者が対象

※鹿児島県育英財団奨学金、日本学生支援機構奨学金、あしなが育英会奨学金は、上記の予約採用募集の他に進学後の在学募集もあります。

【教育ローン】（進学予定者の保護者などが借入申込者）

ローン名	進学予定先	実施機関
国の教育ローン	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高校、職業能力開発校	日本政策金融公庫
母子父子寡婦福祉資金	大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高校	市こどもと女性の相談室 市谷山福祉部福祉課
鹿児島市奨学資金入学一時金	高校	市教育委員会 ※在籍する中学校にて申込み

相談・申請に関するお問い合わせ

〒８９２－８６７７
鹿児島市山下町１１－１　鹿児島市役所別館３階
(社福)鹿児島市社会福祉協議会　福祉資金課
開所時間：月～金曜日（祝日、１２／２９～１／３を除く）
　　８：３０～１２：００、１３：００～１７：１５
電　　話：０９９－２２３－０７０４

審査・返済に関するお問い合わせ

〒８９０－８５１７
鹿児島市鴨池新町１－７　鹿児島県社会福祉センター内
(社福)鹿児島県社会福祉協議会　生活支援部
電　　話：０９９－２１４－３７０１

【メモ】